改正後	改正前
(5)　当該事業年度中に実施した臨時的な資金調達、大規模の設備投資、事業譲渡その他の重要事項がある場合にはその内容	(3)　当該事業年度中に実施した臨時的な資金調達、大規模の設備投資、事業譲渡その他の重要事項がある場合にはその内容
(6)　組合として対処し解決すべき重要な課題及びそれへの対応方針	(4)　組合として対処し解決すべき重要な課題及びそれへの対応方針
(2)～(4)　(略)	(2)～(4)　(略)
2　(略)	2　(略)
第２～第16　(略)	第２～第16　(略)

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農業協同組合法施行規則別紙様式第六号(一)は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（農業協同組合法第五十四条の二第一項の業務報告書をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

○国土交通省令第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項及び第九項（これらの規定を同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）、第六条の三第九項、第七条第一項（同法第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項（同法第八十七条の四及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十二条第九項、同法第十八条の二第四項において準用する同法第六条の三第九項並びに同法第九十三条の三の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月十八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（確認申請書の様式）

第一条の三　(略)

一～四　(略)

一　(略)

二

(一)～(ヒ)	(略)	(い)	(ろ) 図書の種類	(ろ) 明示すべき事項

（確認申請書の様式）

第一条の三　(略)

一～四　(略)

一　(略)

二

(一)～(ヒ)	(略)	(い)	(ろ) 図書の種類	(ろ) 明示すべき事項